

《研究ノート》

自分の婚外性愛についての相談／回答は どのように成し遂げられるのか

——新聞紙上の人生相談記事を題材とした探索的考察——

松木 洋人*

要 旨

本稿では、新聞紙上の人生相談欄の記事を題材として、自分の婚外での性愛についての相談とそれへの回答がどのように成し遂げられるのかの例証を試みる。相談者は自身を非難したり、自らの感情やふるまいを自由意志を欠くものとして記述したり、「正しさ」を欠いた結婚生活に替えて、より「正しい」結婚生活を始めることができないという「道徳的な悩み」を語ったりすることで、悩みの相談を相談とそれに応じた助言に値するものとして編成する。回答においては、ほとんどの場合、婚外での関係の解消と新しい結婚生活のいずれが是とされるかは二者択一で、婚外での関係と現在の結婚生活の「両立」を認める回答は数のうえで例外的であるのみならず、回答者によって例外として構成されたりもする。これらの意味で、結婚と性愛を結びつける規範からの逸脱である自分の婚外での性愛についての相談とその回答は、その理解可能性を当の規範によって支えられている。

キーワード：婚外性愛、ロマンティック・ラブ・イデオロギー、人生相談

1. 問題設定

配偶者のいる者がそれ以外の誰かと性愛を伴う関係をもったり、誰かがすでに配偶者のいる者と関係をもったりすることは、道徳的な非難の対象になりやすいことがらである。そして、その非難は当の配偶者からなされるだけではなく、近年の著名人の「不倫」についての報道の帰結がよく示しているように、第三者からの非難によって、彼や彼女が大きく評判を落したり、地位を失ったりすることにもつながりうる¹⁾。

このような道徳的負荷がある以上、自分が婚外で性的関係や恋愛感情をもっている、あるいは、もっていたという事実は、そもそも他者に知られることができるだけ避けられるべきものになると考えられる²⁾。他方で、婚外での性愛が道徳的な非難の対象になりやすいということは、それが本人に罪悪感やトラブルをもたらすなど、悩みの種にな

りやすいということでもある³⁾。そして、それが悩みの種であるなら、その悩みを誰かに相談したいと考えるのも当然のことだろう。

しかし、もし自分の婚外での性愛が悩みの種になったとしても、この悩みを相談することには、あるジレンマが伴う。つまり、悩みを抱えた者が最初に助けを求めることを期待されるのは配偶者や親などの家族であるが、悩みの種が婚外での性愛であるとすれば、最初に相談すべき配偶者や親こそが最も秘密を明かしづらい相手だったり、秘密が露見したことによるトラブルの当事者だったりするために相談ができないということである (cf. Sacks 1972a=1989 : 149-150)。

こうした状況において利用可能な手段の一つが、家族のように自分との関係性によって結びついた相手ではなく、専門家などの知識の差によって結びついた相手に相談することである (Sacks 1972a = 1989)。しかし、この第三者に相談をもちかける場合にも、それを打明けることが道徳的な負荷を伴っているという問題は残される。言い換えれば、相談の相手である第三者に自分の婚外での性愛について知られることは、Scott and Lyman (1968) がアカウントと呼んだような、自分の問題含みの行いについての説明が必要になることを意味する。そして、相談者にとっては、自分の行いが道徳的に問題化される可能性は、有意義な助言を得られない可能性でもある。したがって、相談者は、自分の責任を軽減しようとしたり、そもそも自分の行いが非難に値するものであることを否定したりなど (Scott and Lyman 1968)、自分の行いの道徳的な含意に対処しながら、自分の婚外での関係について説明して助言を求めることになる。本稿の目的は、自分の婚外での性愛について説明しつつ相談をもちかけるというこの実践、そして、このような相談をもちかけられた者がそれに回答するという実践がどのように成し遂げられるのかの探索的な例証を試みることである⁴⁾。

そして、これらを例証することは、人々は近代家族の規範をどのように扱うのかという家族社会学的な問いに例解を与えることでもある。そもそも配偶者以外の誰かや配偶者のいる者との性的関係や恋愛が非難の対象になるのは、結婚と性愛を排他的に結びつける規範が用いられるからに他ならない。この結婚と性愛を排他的に結びつける規範は、日本の社会学ではロマンティック・ラブ・イデオロギーと呼ばれて (上野 1987 ; 千田 2011)、近代家族を構成する重要な要素であると捉えられてきた。だからこそ、有配偶者が婚外で性愛を伴う関係をもつことは、結婚がロマンティック・ラブにそもそもとづいていないために婚外での関係が社会的なタブーになっていないという日本の近代家族の特徴と関連づけられたり (Notter 2002)、未婚者どうしの結婚を前提としないセックスなどとともに、現代社会における近代家族の揺らぎと関連づけられたりしてきた (上野 1987 ; 山田 2005 ; 千田 2011)。ここで議論を先取りしておく、自分の婚外での性愛について相談をもちかけるうえで相談者が対処することになるのは、この規範を用いて自らの行いが問題化される可能性であり、それに対する回答においても、この規範をどのように扱うのかが一つの重要なポイントになる。したがって、これらの実践がどのように成し遂げられるのかの例証は、人々がこの結婚と性愛を結びつける近代家族の規範をどのように扱うのかの例証にもなるのである。

2. 分析の対象と視点

以上の問題設定をふまえて、本稿では、『読売新聞』紙上の人生相談欄に掲載されている記事を分析の対象とする。この人生相談欄においては、配偶者の婚外での関係について相談する記事が定番の1つであると指摘されているが(赤川 2005)⁵⁾、自分の婚外での性愛について相談する記事も少なくない。具体的には、この欄が開始された1914年から2015年までの期間に3月と9月に掲載された記事のうち、配偶者以外の相手あるいは配偶者のいる者との性的な関係や恋愛に関する相談がなされているものを抽出した結果、187件の記事を収集することができた⁶⁾。次節以降では、典型的な相談のありかたおよび回答のありかたのヴァリエーションを示すという観点から、これらの記事のうち、3つの記事を主に取り上げて、分析の題材とする⁷⁾。収集された記事は、婚外での性的な関係や恋愛という自らが抱えた問題含みの事情について相談をもちかけたり、その相談に回答したりするという特殊な状況に共通して置かれた人々による実践の事例の集成である。それと同時に、この特殊な状況に共通して置かれた人々が直面する実践上の課題は、それぞれの状況が置かれた歴史的条件に左右されるにせよ、大きな時間の隔たりを超えた共通性ももつものとして捉えられる。

他方で、本稿による分析の射程は、それぞれの記事における実践を歴史的な文脈のなかに位置づけて、それらの変化を通時的に分析するには至っていない点において、探索的なものにとどまっている(cf. 松木 2019)。さらに、収集された記事における相談と回答の実践は、非常に多様な特徴を示しているものの、3つの記事に焦点化する以上、そのうちのごく一部を記述するにとどまっている。とはいえ、3つの記事を取り上げて検討することによって、相談の実践において繰り返し観察される2つの特徴を指摘するとともに(3節)、結婚と性愛を結びつける規範の用いられかたに依拠して、3つの大きく異なる助言のありかたが可能であることを示すことを通じて(4節・5節)、日本社会においてロマンティック・ラブ・イデオロギーという近代家族の規範がどのように扱われてきたのかの一端を示すことは可能であると考えられる。

そして、これらの記事は、それぞれがどのようにして相談あるいは回答の実践として編成されているのかという観点から検討される。その際、相談の性質からして、とりわけ重要になるのは、相談者やその性愛の相手が誰かの「夫」や「妻」であることが相談や回答においてどのように扱われるかということだろう。Sacks (1972a = 1989; 1972b [1974]) は、悩みを抱えた者が自殺防止センターにかける相談の電話や子どもが語る物語を例にとりながら、人間を特徴づけるために用いられる成員カテゴリーが他の成員カテゴリーや活動とのあいだにもつ規範的な結びつきが、人々による実践の理解可能性を支えていることを明らかにした⁸⁾。本稿では、このSacksによる議論をふまえて、自分の婚外性愛についての相談やその回答を組み立てるうえで、「夫」や「妻」などの成員カテゴリーと他の概念との結びつきがどのように用いられるのかに焦点を当てる。この点に注目することを通じて、「夫婦」という成員カテゴリーのペアのあいだにある規範的な期待が、どのように相談と回答を構成するのかを例証していく。

Hester and Eglin (1997: 20) が指摘するように、成員カテゴリーと他の概念との結びつきを人々が個別の状況でどのように用いるのかに注目することには、文化を「行為のなかで構成され、そして、そのなかにおいてのみ存在する」ものとして捉えるという含意がある。たとえば、「夫」が「妻」との関係においてどのような義務を担っており、「妻」以外の女性とのあいだにはどのようなことが期待されるのかは一種の文化であり、結婚と性愛を結びつけるロマンティック・ラブ・イデオロギーという規範もこのような文化の1つとして捉えることができる。以下では、自分の婚外での性愛についての相談とその回答という特定の状況における実践のなかで、ロマンティック・ラブ・イデオロギーを中心とした結婚と性愛をめぐる文化が、どのように用いられるのかを例証することを試みる。このような記述は、社会学的な議論が人々の具体的な実践や経験の解明にもとづくものであるとするなら、婚外での性愛の捉えられかたを日本の近代家族の特徴や揺らぎを示すものと位置づけるうえでも、重要となるはずである。

3. 悩みを相談と助言に値するものとして編成する方法

1) 自己への非難と自由意志の欠如

人生相談欄は自分が抱えている問題について相談する機会を読者に提供するものであるから、回答者には相談を受けとめたうえで、その内容に応じた助言を提供することが期待されると考えられる。しかし、婚外での性的関係や恋愛が有する道徳的な含意は、この期待からはずれているようにも思える回答を生むことがある。たとえば、1918年9月5日の記事では、本宅に子どもが1人、妾宅にも子どもが2人いる高等官と「離れ難い関係」になったという小学校教員の女性が、「私は世間から何と言われようとも死を以てこの恋に生きようかと決心して居ります。私はどうしたらこの悩みから救われることができるのでしょうか」と相談をもちかけている。これに対して、記者は「高等官とか言う人との関係についてはわざわざお返事致しません」と相談者の悩みが明示的な回答に値するものであることを否定している。また、1959年3月14日の記事では、住み込みで働く店の主人と関係を結んだ21歳の女性が、主人が自分に冷たくなってしまったが、「私は年がかまわず主人が好きで、そのため苦しい気持ちになります。…いっそ主人を殺して自分も死のうかとも考えたりしています」と相談をもちかけるが、回答者は、相談者の「自責の念」のなさや「夫人に対抗する気持」に批判的に言及したうえで、「あなたの悩みというのは何か知りませんが、少しも悩んでいる様子はいかがかえ」と相談者が悩みを抱えていることを否定する。

これらの回答のように、回答者が相談の適切性を問題化したり、相談者が回答者から非難を受けたりする可能性は、相談者の立場からすれば、相談しようとしていることからの道徳的な含意をふまえつつ、自分の悩みが相談に値するものであり、したがって、相談の内容に応じた助言にも値するものであると示す必要性があることを意味している。本節では、記事の相談部分における記述の編成、特にそこでどのような成員カテゴリーをめぐる論理が使用されているのかに注目することによって、相談がどのように相

談と助言に値するものとして組み立てられているのかを明らかにする。

まずは1933年9月30日に掲載されている以下の記事から検討する⁹⁾。

恋とはこんなにも浅ましいものか、人知れず劫火に身をこがす一人の乙女をお救い下さいませ。…初めての奉公、ただ理由もなく泣けて仕方のなかった頃、…そこに親切の手をさしのべて下さったのが主人でした。

感謝の念がいつしか恋へ、道ならぬ恋心にまざまざ見せられる人間性の浅ましさを。併し、それは越えてはならぬ一線でした。二人のお子様まである夫婦仲、しかも甘い甘いロマンスは、店へくる客から度々聞かされているのに、やけてやけて仕方のない私、その時思いがけなく主人から恋の告白をうけて、不安と恐怖におのきなながらも強く強く燃え上る歓喜、私はグングン男の力に引ずられるばかりでした…。

主人夫婦の仲のよいのが私への見せつけのようで、荒波のような私の心の起伏。全く自分にして自分でない様な嵐の中にもまれております。主人はずっと冷たくなりました。でもその時だけはやさしいやさしい言葉をかけてくれます。先生お笑い下さいませ、そんな冷たい主人でさえ憎む事が出来ない私です。主人はお前は外の事を考えず、俺に頼ってさえいればいいのだと申します。人形ならばそれでもいいでしょう。この渦中から逃れるため、折よく是非きてくれという店があるのでそちらへ行こうかとも思いますが、何も知らぬ父母は成るだけ同じ店にいて長く辛抱せよと申します。

…恋にとらわれの弱い弱い女心、どうぞ進路をお示し下さいませ。

まず、第1段落に目を向けると、冒頭の一文で、相談者が恋に悩んで助けを求めているが、その際、彼女の恋は「こんなにも浅ましいもの」と道徳的に極めて価値が低く、非難を受けうるものとして記述されている。恋が「浅ましい」ものになる状況にも様々あるだろうが、その一つは恋の相手が「正しい」相手ではないということだろう。そしてこの後に、「そこに…でした」と悩みの源が特定の人物にあることを強調する文の組み立てを用いながら、妻帯者でありうる「主人」というカテゴリーを用いてその相手が記述されることによって、彼女の悩みが、ただ店の「主人」に恋をしたことではなく、妻帯者に恋をしたことによるものであるという含意を読者は読みとることができる。続く段落でも、「道ならぬ恋心」が露呈させる「浅ましさを」に言及され、また、その恋心が「越えてはならぬ一線」と表現されているように、自分の悩みの種である「主人」との関係が道徳的に問題含みのものとして記述され続けることで、「主人」が妻帯者であるとの含意がさらに強められた後、「二人のお子様まである夫婦仲」と「主人」に妻子があることが明示的に述べられる。言い換えれば、この相談は、自己への非難を伴いながら切り出され、その展開が開始されている。話者が否定的な自己評価をした後に、聞き手がその評価に同意することは、話者への批判を意味するために優先されない反応であると会話分析による研究は指摘するが (Pomerantz 1984)、この知見を援用すれば、

自己への非難を伴うかたちで相談を構成することは、自らの行いの道徳的含意を気にかけていることをあらかじめ示すことによって、回答者からの非難を最小限にするために相談者が利用できる1つの方法だろう。この相談の序盤でも、他の誰かの「夫」である男性に「恋をすること」を「妻」と排他的に結びつける規範の使用を通じて、相談者が自己を非難することは、自分は妻帯者に恋をすることの道徳的な問題を認識していると読み手に提示することにもなっている。

その後、相談が展開されるにつれて、相談者の恋は主人との相互的な関係を伴っていることなど、より詳しい経緯や状況が説明される。ここで注目すべきは、その際に、「いつしか恋へ」「やけてやけて仕方のない私」「不安と恐怖におののきながらも強く強く燃え上る歓喜」「私はグングン男の力に引ずられるばかりでした」「全く自分にして自分でない様な嵐の中」というように、恋愛感情の発生、男性の妻への嫉妬、男性と関係をもつようになったこと、これらのことに由来する苦しみなどが、自分の自由意志からは離れたこと、つまり、相談者には抵抗しようとしてもしがたいこととして繰り返して記述されている点である。他者のふるまいを非難するうえで、しばしばそのふるまいが自由意志によって行われたものとして記述されることからわかるように (Watson 1978; Drew 1998)、道徳的に問題含みのふるまいや状態が非難される可能性は、それが自由意志によるものであるかどうかと深くかかわっている。裏返せば、ここで相談者が繰り返して、自らの感情やふるまいを自由意志を欠いたものとして記述していることは、回答者からの非難を最小限にするための1つの方法として理解できる。同時に、非難を最小限にする方法を用いることは、ここでもやはり、妻帯者と恋をすることが含む道徳的な問題を相談者が十分に理解していると示すことにもなっている。そして、相談者によるこのような問題の理解の提示は、その道徳的な非難可能性をむしろ前提にして、回答者が非難に終始することなく、悩みに応じた助言を行う条件をつくり出すことになる。このような意味で、この配偶者のいる男性との関係についての悩みの相談は、他の誰かの「夫」である男性に「恋をすること」を「妻」と排他的に結びつける規範に支えられながら、相談とそれに応じた助言に値するものとして編成されているのである。

2) 結婚生活における「正しさ」を希求する「道徳的な悩み」

これに対して、相談者自身に配偶者がいる場合には、相談を相談と助言に値するものとして構成するうえで、その結婚生活や配偶者をどのように記述するかがしばしば重要になる。たとえば、1959年9月9日には、以下のような相談が掲載されている。

親類、両親に無理にすすめられ気の進まないまま養子にきて三年半、二歳の男の子のある公務員です。

自分本位にもの考える妻と家の中のごたごたで面白くない毎日を送っているうち、二歳年上のA子を知り、交際しているのを妻に知られ、それから毎日責められました。昨春A子と体の関係に進み、ことし一月には中絶しました。妻は毎日食事の支度もろくにせず、子どもをつれて親の家へ行って帰ってこない日もつづきま

した。

私はA子と別れることが出来ず悩んだ末、妻と別れる決心をしました。妻も別れてやるというので仲人にたのみ正式に話をしてもらったところ、妻の親が承知せず、妻も知らぬ顔をしているので離婚出来ません。

A子は「自分が身を引けば」というのですが、A子が身を引いても私は妻に愛情を持つ自信もなく、そんな生活をつづければお互いに不幸だと思います。A子ははっきり妻と別れるまでいつまでも待つとっています。

妻以外の女性と関係をもったので、妻と離婚したいが、妻の親が反対しているのでできないという相談であるが、妻がいるのに他の女性と関係をもち、その結果、女性は中絶することになったという相談者のふるまいは、かなり非難を招きやすいものだろう。他方で、それでもこの相談を悩みの相談として読むことができるのは、相談者の結婚生活がいくつかの点で望ましからぬものであると繰り返し記述されているからである。

まず、冒頭では、そもそも現在の妻と結婚したことが、「無理にすすめられ気の進まないまま」と自由意志を欠いた出来事として記述されている。このことは、前節で配偶者のいる男性との関係を自由意志を欠いたものと記述することについて指摘したのと同様に、結婚していることを根拠に自分に向けられる非難を回避する方法にもなっている (cf. Drew 1998)。続いて、妻以外の女性との関係についての言及が始まるが、この関係は、「自分本位にもの考える妻」と妻の人格を非難したうえで、その妻の人格のゆえに「面白くない」ものとなった結婚生活のなかで始まったと文脈が与えられている。そして、この関係が知られることによって、相談者は妻から「毎日責められ」るようになり、その後、妻は「毎日食事の支度もろくにせず、子どもをつれて親の家へ行って帰ってこない日」も続くようになった。つまり、自らの結婚生活は、妻が夫を責めたり、食事の用意をしなかったり、家族と一緒に住んでいなかったりと、「妻」と「夫」のあいだに期待される関係性や活動が実現されていないこと、すなわち、あるべき結婚生活のすがたからはずれていることに焦点を当てて記述されている。妻と離婚したいができないという悩みの表明は、このような記述に続いてなされているのである。さらに、相手の女性による離婚をあきらめる趣旨の発言を引用しながら、相談者は「私は妻に愛情を持つ自信もなく、そんな生活をつづければお互いに不幸」であると述べている。ここでは、愛情と結婚を結びつける規範のもとで、将来も続くと仮定された結婚生活について、愛情がなければ不幸なものになると慨嘆することが可能になっている。だからこそ、非難を招きやすい婚外での関係を解消して、妻との結婚生活を継続するというある意味では道徳的であるはずの選択を、離婚よりも望ましからざるものとして記述することができるのである。

要するに、この婚外での関係についての相談は、自らの結婚生活を自由意志を欠いたかたちで開始され、現在もあるべき関係性や活動は実現されておらず、これから継続しても幸福につながらないものとして記述することで成り立っている。言い換えれば、様々な意味で「正しさ」を欠いている結婚生活に替えて、より「正しい」結婚生活を新

たに始めたいのに、その願いが叶わないといういわば「道徳的な悩み」を語ることで、この相談は行われている。そして、この場合においても、悩みの相談は、「夫」と「妻」という概念の結びつきに支えられながら、相談とそれに応じた助言に値することが示されているのである。

このように、配偶者のいる者や配偶者以外の誰かとの性的関係や恋愛という結婚と恋愛を排他的に結びつける規範から逸脱した関係についての相談は、まさにその結婚と恋愛を排他的に結びつける規範を用いて自己を非難したり、「夫」と「妻」のあいだに愛情などの存在を期待する概念の結びつきを通じて「道徳的な悩み」を語ったりすることによって、相談とそれに応じた助言に値するものとして編成されている。言い換えれば、これらの婚外での関係をめぐる悩みの相談は、結婚がロマンティック・ラブにもとづいていないために、婚外で関係を持つことが社会的なタブーになっていないことを示すというよりも (cf. Notter 2002)、まさにロマンティック・ラブ・イデオロギーの使用を通じて行われているのである。それでは、これらの相談に対する回答においては、このような概念の結びつきはどのように用いられるのだろうか。次節では、この点を検討する。

4. 回答が婚外での性愛関係を評価する方法

1) 結婚生活における「正しさ」の追求としての離婚

婚外での性愛をめぐる相談でしばしば焦点になるのは、相談者が婚外での関係や現在の結婚生活を継続すべきか否かである。したがって、回答者にとっても、この点についてどのように助言をするかということが課題となる。たとえば、前節で取り上げた離婚したいのにできないという1959年9月9日の相談に対して、小山いと子は、以下のように回答している。

いかに親類、両親がすすめたとはいえ、公務員という職業もあり、れっきとした男が、おめおめ家つき娘と気のすすまぬ結婚をしたことにまず根本のまちがいはありました。しかし、このことは、すでにあなた自身も気づいて後悔しておられるようですから責めないことにいたしましょう。

ただあなたは、そのためにA子を泣かせ、こんな妻と一生暮らさなければならぬのかということだけを嘆き悲しんでいらっしゃるようですが、そうした自分本位の考え方が奥さんを次第にわるくしたのだということにも思いをいたす必要があります。それでは別れてやるからと一度は承知しながら奥さんが意地悪をするのも、それがあからずかではないでしょうか。あなたのいたらなさから奥さんとお子さんの一生を不幸にしてしまう自責を持って下さい。

その上で、さてどうするかという問題ですが、これはやはり別れてA子さんと結婚なさるより仕方がないでしょう。奥さんもあなたが自分本位を改めて誠意をもって話し合えば了解してくれると思います。形だけ夫婦になっていても無意味だし、

奥さんだっっていやだろうと存じます…。

冒頭の段落で、回答者は自由意志を欠くかたちで結婚したという相談者の記述をふまえて、そのことが配偶者以外の女性との関係という現在の悩みの種を生むことにつながっていると指摘する。この指摘は、「公務員」であればする必要のなかったものとして現在の結婚を記述し直すことによって、直後に相談者に対する非難は控えると言いながらもやはり批判的な含意をもつ一方で、自由意志を欠いて開始することがあるべき結婚生活のすがたからはずれているとの理解を示している点では、相談者の悩みの前提を受け入れるものにもなっている。続く段落では、結婚生活に問題があるからといって妻以外の女性と関係をもつことを「自分本位の考え方」と記述した後、回答者は相談者にそのような自分のありようが妻子を不幸にするこの責任の自覚を求めており、これは相談者への非難に他ならない。

しかし、婚外で関係をもっている相談者をこのように非難したうえで、次の段落で回答者が結論的に行う助言は、妻と離婚して新しい結婚生活を始めることを促すものである。この助言は、「形だけ」の夫婦であることが「無意味」であるという判断と、妻の望むところでもないという推論によってその理由が説明されている。つまり、自由意志を欠いて開始され、現在もあるべき関係性や活動を欠いており、これからも幸福なものになることが見込まれないという相談者による自身の結婚生活についての記述とそれを支える結婚と愛情などとの概念上の連関を引き継ぐことによって、回答者は相談者の現在の結婚生活を続ける価値のないもの、妻も継続を望むことはないだろうものとして評価する。すなわち、この離婚と再婚を促す回答は、「正しさ」を欠いた結婚生活に替えて、より「正しい」結婚生活を新たに始めたいのに叶わないという相談者の「道徳的な悩み」の道徳性を認めたとうえで、彼に結婚生活における「正しさ」を追求する資格を付与することによって成り立っているのである。相談者の悩みに与えられたこの道徳性のもとでは、妻子を不幸にする責任の自覚を相談者が求められるとき、そこには離婚という選択がすでに前提として含まれていようし、「自分本位」を改める勧めも、それによって妻が離婚に応じる公算を高めることと関連づけられることになる。このような意味において、結婚を自由意志や愛情などと結びつける相談者が用いているのと同じ規範を通じて、妻との結婚生活の将来性を婚外での関係のそれよりも低く評価することによって、回答者が相談者に離婚と再婚を促すことは可能になっている。

2) 婚外での性愛関係における愛情の相互性の問題化

とはいえ、このように婚外で関係をもっている相手と結婚することを促す回答は少ない。むしろ、多くの場合、回答者は婚外での関係を解消するように助言する。たとえば、前節で検討した1933年9月30日の奉公先の主人との関係についての相談に対する河崎ナツの回答は、以下の通りである。

あなたが初恋の純情を捧げた主人への恋に惹かされ、悩んでいる心持には同情致

します。殊に主人夫婦の生活を毎日目の前に見ているあなたとしては、いつの間にか三角関係の憎悪の念に身を嘔まれて苦しみ悶えがちになるのも無理はありません。併し、恐らく主人は夫婦生活を破壊してまで、あなたとの愛を完成しようとの強い意思はありません。従ってあなたとの恋愛は、あなたこそ初恋として忘れがたく又純情であったでしょうが、必ずしも男はあなたと同じ程度であったとはいへません。

ですからこの恋に終始していたのでは、あなたの身を亡ぼすこととなりましょう。それ故、この際あなたは辛い心押し切って転心轉身することです。辛い他の店から希望があるのですからそこへ移って、環境を変えればあなたの心も変わるでしょう…。

冒頭の2つのセンテンスで、回答者は相談者が妻のいる男性への否応なしの恋心に悩み、男性の妻への嫉妬心に苦しんでいることへの共感を示している。この意味で、自身を非難し、自らの感情やふるまいを自由意志を欠くものと記述する相談の編成は、回答者からの非難を回避する方法として功を奏しているようにみえる。

とはいえ、相談者が非難を免れ、その「純情」が認められはしても、続く回答では、その恋心を貫くことや、主人とのより「正しい」新たな結婚生活を目指すことが勧められるわけではない。そこでは、主人の相談者に対する愛情の程度が、妻と別れて相談者と結婚しようとするほど強くはないという推定がなされている。そして、この推定は、主人と妻の夫婦仲のよさや、主人が最近冷たくなったが「その時」だけは優しくなるという相談者による記述もおそらくはふまえながら、「夫婦生活を破壊してまで」の「強い意思」はないと、主人が妻と結婚していることを明示的な根拠として導き出されている。言い換えれば、「妻のいる男性」との性愛を伴う関係は、その男性に愛する妻がいることを理由の1つにして、その愛情の相互性を疑問視されている。さらに、次の段落では、この相互性の疑わしさをふまえて、主人と関係を続けることの危険性が指摘され、その解消が勧められている。つまり、より「正しい」新たな結婚生活を目指すのではなく、関係を解消することを勧める助言は、「正しい」結婚生活に求められる愛情の相互性をこの相談者と主人の関係には期待できないという評価を通じて成立しているのである。

したがって、この回答は、前節の冒頭で言及した1918年9月5日の回答が、妻子ある男性との恋に生きたいという悩みが、回答に値するものであることを否定していたのとは異なり、婚外での関係は不道德だから解消すべきであることを前提としているのではない。新たな結婚生活の論理的な可能性は認めつつ、相談の対象である婚外での関係における愛情の性質に注目して、あくまで目下の関係について、この可能性が閉じられているのである。これに対して、1959年9月9日の回答において離婚が促されるとき、この可能性は開かれており、また、回答者によって愛情の相互性を問題化することも行われていない。

このように、1933年9月30日と1959年9月9日の記事においては、婚外での関係の相

談のみならず回答も、結婚と性愛を結びつける規範を用いて行われていた。回答で離婚が促されるか否かの違いは、婚外での関係が「正しい」結婚生活につながる可能性がどのように評価されるかの違いであり、ひいては、結婚と性愛の結びつきがどのように用いられるかの違いである。最後に次節では、この結婚と性愛の結びつきという点で、これらの記事とは対照的な回答について概観しよう。

5. 回答における性愛と結婚の結びつきの例外的な解除

前節では、離婚して婚外での関係の相手と再婚することを促す回答と婚外での関係の解消を勧める回答を検討した。そこでは、新しい結婚生活と婚外での関係の解消のいずれが是とされるかは、婚外での関係の「正しさ」がどのように評価されるかにかかっていた。これらの回答は、新たな結婚生活か婚外での関係の解消かという二者択一のもとで、そのいずれかを相談者に勧めるものである。また、たとえば、夫のいる女性が恋愛関係になった男性と一生を過ごしたいと相談する1958年3月22日の記事で、回答者が「生けるしかばねとなって生活と平和を保障されるか、生命をかけて愛に殉ずるか」の決定を相談者に委ねるときにも、この二者択一は前提とされている。このように、回答がどのような助言を行うかにかかわらず、婚外での関係を解消するのか、新たな結婚生活を開始するのかを排他的な選択として位置づけることは広く観察される。

これに対して、婚外での関係と現在の配偶者との結婚生活を相談者がいわば「両立」することを認める回答は、本稿による収集の範囲内では、2003年3月21日の記事にほぼ限られる¹⁰⁾。この相談は、60代の女性が3年前に出会った70代の男性と、「お互いに家庭があるとわかっていながら付き合うように」なるが、家族のことを考えると心が痛み、一日も早く別れた方がいいと思う一方で、彼への思いは募り、別れる決心がつかずに思い悩んでいるというものである。久田恵は、この相談に以下のように回答している。

別れねばならないと思っけても別れられない。それが「恋愛」と言うものなのですから、別れるための妙案など誰にあるはずもありません。

恋が冷めて自然消滅するか、二人の関係が家族に知れて破たんするか。

また年齢からいってどちらかが病に倒れたりすれば、必然的に会うこともかなわなくなるでしょう。

七十代と六十代。たぶん、人生いろいろあった末の「今」です。その「今」もどう展開するか分からないのです。私としては、もう、家庭とか世間とかを気にせず、奔放に悔いなく、楽しくおやりになればいいのになあ、と思います。

でも、お二人の背後にどんな夫婦の関係があり、ことがあからさまになったら相手の妻や夫がどんな傷つき方をするのかしないのか、それがみえない以上、なんとも言えません。

別れられないのならあきらめて、ここはもう何がおきてもしかたがないと覚悟して、不倫の恋の切なさ、うしろめたさに悩み続けてください。

この回答において、妻のいる男性と交際していることに悩む夫のいる女性は、婚外での関係を解消することも、離婚して新しい結婚生活を始めることのいずれも勧められていない。そこでの助言は、不倫の恋に悩み続けること、つまり、婚外での関係と現在の結婚生活のどちらも続けることである。ここで注目すべきは、回答者が60代と70代という相談者と相手の男性の年代に言及することで、彼女たちを「人生の段階」という成員カテゴリー化装置を用いて、「高齢者」とカテゴリー化していることである (Sacks 1972b [1974])。ここで彼らを「高齢者」とカテゴリー化することでなされているのは、これまでの人生の長さや比べたり、病気で倒れる可能性に触れたりすることで、彼女たちに残された時間の短さと儚さに焦点を当てることである。この短さと儚さは、婚外での関係が可能な期間の短さと儚さを意味しており、それがこれまでの「いろいろあった」人生の長さや対比的に組み合わせられて、彼女たちのふるまいの非難可能性を軽減することを通じて、「楽しくおやりになれればいいのになあ」と相談者たちが自分の願う通りの生活を選べたらという回答者の希望が提示される。同時に、「もう、家庭とか世間とかを気にせず、奔放に悔いなく」と言われているように、そのような希望が、一般的な「夫」や「妻」への期待からは大きく外れるものであることも示唆されており、相談者が自分たちの願いを叶えることはあくまで例外的なものとして肯定されている。さらに、その願いのなかに含まれるかもしれない離婚に向かうことについては、その影響を受ける相談者たちの配偶者についての知識を自分が欠いているという理由でその是非を留保する。そして最後に、この留保をふまえて、2人の関係を周囲に明らかにするのではなく、そこに悩みはあっても、結婚生活を続けながら、相談者たちが望む婚外の相手との関係も配偶者に秘密のまま続けるという助言が提示されているのである。

要するに、この婚外での関係と現在の結婚生活との「両立」を認める回答は、相談者たちが「妻」や「夫」であることに伴う道徳的含意を、相談者たちに「高齢者」という成員カテゴリーを適用して緩和することによって支えられている。言い換えれば、この「両立」を認める回答は、「家族」という成員カテゴリー化装置が単独で用いられて、結婚と性愛を排他的に結びつけるのは異なる規則が適用されるのではなく、この規則を原則としつつ、「人生の段階」という成員カテゴリー化装置との併用による例外として成り立っている。つまり、たしかに「妻」や「夫」ではあるが、それと同時に「高齢者」でもある者への「両立」を認める回答は、数のうえで例外的であるだけでなく、回答者が相談に回答するという実践それ自体のなかで、「家族」というカテゴリー化装置の適用規則の例外として構成された回答なのである¹¹⁾。

このように、本稿による収集の範囲内では、自分の婚外での性愛についての相談に対して、婚外での関係と現在の結婚生活の「両立」を認める回答は例外的である。その一方で、たとえば、『主婦の友』の記事を通時的に検討した大塚 (2018) は、戦前期の夫婦の「和合の秘訣」を説く記事のなかでは、「男性における「恋愛」や「浮気」と妻への「愛」の並立の肯定」が行われること (大塚 2018 : 599)、戦後期には「妻の不貞」に肯定的な視線が向けられ始めること、高度成長期には「クールな浮気」を楽しむのが最善という声 (大塚 2018 : 604) が一般女性から上がり始めることなど、婚外での性愛と

現在の結婚生活の「両立」を肯定する言説の存在を様々な時期に見出している。さらには、『読売新聞』紙上の人生相談欄においても、配偶者が自分以外の相手と関係をもっているという相談に対しては、大正期から現代に至るまで、結婚生活の継続を示唆する回答を観察できる(桑原 2017; 松木 2019)。

とすれば、「両立」を認める回答がこのように例外的であることは、相談者自身の婚外での性愛についての相談に対して新聞紙上で回答するという実践の特徴と関わっていると考えることができるだろう。つまり、雑誌記事において夫婦の「和合の秘訣」を説いたり、女性の「不貞」や「浮気」について一般論を述べたり、あるいは、配偶者が自分以外の相手と関係をもっているという相談に新聞紙上で回答したりといった実践とは異なり、相談者が自分のふるまいの非難可能性に敏感なかたちで組み立てた悩みの相談について、その内容に応じた助言に値するものと扱う限りにおいて、それに回答するという実践は、相談者の悩みをそもそも可能にしている結婚と性愛を排他的に結びつける論理を引き継ぐことによって、自らの行いがこの論理に則していないがゆえに悩む資格を相談者に付与することになる¹²⁾。そして、このように自分の婚外での性愛について悩む資格が相談者に付与されているからこそ、しばしば回答では、「両立」を肯定して悩みの前提を掘り崩すことが試みられるのではなく、婚外での関係や夫婦関係の性質に焦点が当てられることになるのである¹³⁾。

6. むすびにかえて

以上、本稿では、新聞紙上の人生相談欄の記事を題材として、自分の婚外での性愛について相談するという実践とその相談に回答するという実践がどのように成し遂げられるかを例証してきた。相談者は自身を非難したり、自らの感情やふるまいを自由意志を欠くものとして記述したり、「正しさ」を欠いた結婚生活に替えて、より「正しい」結婚生活を始めることができないという「道徳的な悩み」を語ったりすることで、悩みの相談を相談とそれに応じた助言に値するものとして編成する。また、回答者は相談者の悩みの道徳性を認めて、婚外での関係の相手との結婚を促すこともある一方で、多くの場合は、愛情の相互性を問題化することなどによって、婚外での関係の解消を勧める¹⁴⁾。しかしいずれにせよ、ほとんどの場合、新しい結婚生活と婚外での関係の解消のいずれが是とされるかは二者択一であり、婚外での関係と現在の結婚生活との「両立」を認める回答は数のうえで例外的であるのみならず、回答者によって例外として構成されたりもする。これらの意味で、結婚と性愛を結びつける規範からの逸脱である自分の婚外での性愛についての相談とその回答は、その理解可能性を当の規範によって支えられている(cf. Notter 2002)。

これらの知見は、結婚と性愛を結びつける規範が、特定の実践において、どのように用いられるかの例証でもあるという意味で、近代家族の構成要素とされるロマンティック・ラブ・イデオロギーを人々による実践のなかに定位する試みでもある。しかし、本稿では、題材となった記事を歴史的な文脈のなかに位置づけて通時的に分析することに

よって、この規範の用法の時代的な特徴やその変遷、ひいては日本の近代家族の変容について論じることはできなかった¹⁵⁾。異なる方法で分析資料の収集や選定を行うことなどによって、これに取り組むことが今後の課題である。

謝辞

本稿の分析対象である新聞記事の収集については、小田中悠さん、木村未和さん、府中明子さんからひとかたならぬご尽力をいただいた。深く感謝を申し上げます。

注

- 1) 「不倫」相手と出会うことを目的とするSNSの利用者の情報が大量に流出したという事件が自殺者まで生んだことは、この帰結の最も深刻な一例だろう (van Hooff 2017)。
- 2) このため、特に配偶者以外の誰かと性愛関係をもっていることを隠すためのノウハウが雑誌記事や書籍で紹介されることも少なくない (e.g. キン 2017)。
- 3) このような悩みは、ルポルタージュなどでもしばしば描かれる (e.g. 亀山 [2002] 2010)。
- 4) Hewitt and Stokes (1975) は、過去の出来事について行われるアカウントの遡及的な性質と対比しながら、これから自分が起こす問題含みの行いから生じうるネガティブな類型化を避けるために用いられる「事前の断り」という概念を提示する。とすれば、過去や現在の問題含みの行いについて自分から説明するという実践は、「事前の断り」とアカウントのあいだにあると位置づけられる。
- 5) これらの記事において用いられている規範的論理に概観を与えた研究として、松木 (2019) がある。他にも、これらの記事を部分的にとりあげた研究には池田 (2005)、桑原 (2017) があるが、これらの研究は、相談者の配偶者が婚外で関係をもっているという相談を主に取り上げている点で分析対象が本稿と異なるだけではなく、本稿のように、相談や回答を実践として捉えたうえで、それを可能にする論理の使用に着目する視点を採用しているわけではない。
- 6) 『読売新聞』の人生相談欄は、1914年4月から1923年6月まで連載された「身の上相談」に始まり、その中断後に1931年7月から1937年5月まで続いた「悩める女性へ」を経て、1949年11月に「人生案内」が再開されて現在に至る。本稿では、婚外での性愛とも関連の深い離婚についての相談記事を収集した野田 (2008) に倣って、離婚の多い3月と半年後の9月にこれらの欄に掲載された記事を収集対象とした。その内訳は、「相談者に配偶者がいる」が67件、「相談者の性的関係や恋愛の相手に配偶者がいる」が101件、「両者に配偶者がいる」が19件である。また、本稿は通時的分析を目的としていないが、年代別に整理すると、1914年～23年が6件、1931年～37年が29件、1950年～59年が49件、1960年～69年が32件、1970年～79年が26件、1980年～89年が14件、1990年～99年が10件、2000年～15年が21件である。なお、自らの婚外での性愛について相談することの道徳的含意に注目するという目的に照らして、配偶者のいる男性から性的関係を強要されたという相談や関係をもった相手が配偶者の存在を隠していたという相談は除外した。
- 7) この3つの記事の概要を、あらかじめ表1に示しておく。

表1 3つの記事の概要

掲載年月日	相談者の属性	相談者の相手	回答者
1933年9月30日	女中(未婚)	奉公先の主人(妻子あり)	河崎ナツ(教育者)
1959年9月9日	公務員(妻子あり)	2歳年下の女性(未婚)	小山いと子(作家)
2003年3月21日	60代の女性(夫あり)	70代の男性(妻あり)	久田恵(作家)

- 8) たとえば、配偶者のいる女性が自殺防止センターのスタッフに電話で「誰も頼れる人がいないんです」と述べることは、前述したような「妻」の悩みは「夫」に相談されるべきという成員カテゴリーどうしの規範的なつながりのもとで、「赤の他人」であるスタッフに助けを求めることとして理解可能になっている (Sacks 1972a = 1989)。
- 9) 分析との関連が薄い部分は「…」と記して省略している。
- 10) ただし、相談者の悩みの種になっている婚外での関係についての助言というよりも一般論として、妻以外の女性との関係は「地味で内密」にすべき、「相手の女も不潔であばずれであってはならぬ」と回答者が説く例として、1957年3月15日の記事がある。ここには、大塚(2018:599)が戦前期の『主婦の友』における「和合の秘訣」についての記事に見出した「男性における「恋愛」や「浮気」と妻への「愛」の並立」を肯定する言説と同型の論理を見てとることができる。言い換えれば、特に本稿で検討の対象とした資料の外部に目を向ければ、この「両立」の論理自体が、2003年やそれ以降の時期に特有のものであるわけではない。
- また、2011年9月30日の記事では、妻子ある男性との関係を相手の妻に知られてしまい、「もう終わりにしなくては」と思いつつ、自分を愛してくれる男性との関係を続けたい気持ちもあって、心が揺れているという夫と子どものいる会社員の女性による相談に対して、回答者は「すべてを失う覚悟でこの恋愛を突き進むのもひとつの人生の選択」かもしれないが、「自分にとって一番大切で、失うわけにはいかないものがなにか、とことん考えてみる必要があるでしょう」と回答する。ここでは、相談者にとっての現在の家族のかけがえのなさを思い起こさせようとすることを通じて、関係の解消に傾いた助言がなされている。つまり、二者択一を前提とする回答は2003年以降の記事でも行われており、たとえば今世紀に入ってから、「両立」を認める回答がそれにとってかわったというわけではない。
- 11) つまり、ここで指摘しているのは、回答者が自らの回答を組み立てるうえで、相談者が高齢であることを資源として利用しているという観察できるということであって、たとえば、何らかの認知的プロセスを通じて、相談者の年齢という属性が回答のありかたに「影響した」ということではない。
- 12) 付言すれば、冒頭で挙げた1918年9月5日や1959年3月14日の回答においても、結婚と性愛の排他的な結びつきが否定されるがゆえに、悩みが相談の内容に応じた助言に値するものであることが否定されていたわけではない。むしろ、これらの回答においては、この結びつきは自明の前提になっている。
- 13) パート先の独身男性を「好きになった」という相談に対して、「恋は恋、家庭は家庭、とわり切ってみて下さい」と回答者が助言する1989年3月8日の記事は、この前提を掘り崩そうとするものであると言えるが、このような回答はこれに限られる。なお、この相談においては、相談者がこの男性と実際に交際しているかが定かではないため、回答者が交際の継続を認めているかもはっきりしない。

- 14) なお、夫と離婚して、かつての婚約者と結婚したいという女性に対して「できることなら万難を覚悟でご主人と正式に別れて、彼と結婚すべき」と回答する1969年9月16日の記事、「人妻」に恋をしたという未婚の男性の相談に対して、回答者が「愛」のない「ひま人同士の遊び」に意味を認めない1967年3月24日の記事など、これらの回答のありかたは、相談者の性別に固有のものではない。相談者の性別カテゴリーが、相談や回答の実践において、どのように用いられるのかについては別途、検討が必要である。
- 15) 注14で挙げた例からもうかがえるように、相談者の悩みの道徳性を認めて、婚外での関係の相手との結婚を促す回答と愛情を欠いた婚外での関係の解消を勧める回答のいずれも、それぞれ1950年代と1930年代に特有のものではない。また、婚外での関係と現在の結婚生活との「両立」を認める2003年の回答は例外的なものであるが、このことは、このような論理が、たとえば2000年代になってから新たに利用可能になったことを意味するものではない。

文献

- 赤川学、2005「日本の身下相談・序説」『社会科学研究』57(3/4)、81-95
- Drew, Paul, 1998 “Complaints about Transgressions and Misconduct”, *Research on Language and Social Interaction*, 31(3/4), 295-325
- Hester, Stephen and Eglin, Peter, 1997 “Membership Categorization Analysis: An Introduction”, Stephen Hester and Peter Eglin eds., *Culture in Action: Studies in Membership Categorization Analysis*, University Press of America, 1-23
- Hewitt, John P. and Stokes, Randall, 1975 “Disclaimers”, *American Sociological Review*, 40, 1-11
- van Hooff, Jenny, 2017 “An Everyday Affair: Deciphering the Sociological Significance of Women’s Attitudes towards Infidelity”, *The Sociological Review*, 65(4), 850-864
- 池田知加、2005『人生相談「ニッポン人の悩み」——幸せはどこにある?』光文社
- 亀山早苗、[2002] 2010『不倫の恋で苦しむ女たち』新潮文庫
- キンマサタカ、2017『文春にバレない密会の方法』太田出版
- 桑原桃音、2017『大正期の結婚相談——家と恋愛にゆらぐ人びと』晃洋書房
- 松木洋人、2019「配偶者の婚外性愛についての相談に対する回答を可能にする規範的論理——新聞紙上の人生相談を題材とした探索的分析」『比較家族史研究』33、116-134
- 野田潤、2008『「子どものため」という語りから見た家族の個人化の検討——離婚相談の分析を通じて（1914~2007）』『家族社会学研究』20(2)、48-59
- Notter David, 2002 “Towards a Cultural Analysis of the Modern Family: Beyond the Revisionist Paradigm in Japanese Family Studies”, *International Journal of Japanese Sociology*, 11, 88-101
- 大塚明子、2018『『主婦の友』にみる日本型恋愛結婚イデオロギー』勁草書房
- Pomerantz, Anita, 1984 “Agreeing and Disagreeing with Assessments: Some Features of Preferred/Dispreferred Turn Shapes”, J. M. Atkinson and John Heritage eds., *Structures of Social Action*, Cambridge University press, 57-101
- Sacks, Harvey 1972a “An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology,” David Sudnow ed., *Studies in Social Interaction*. Free Press, 31-73

- (北澤裕・西阪仰編訳、1989『日常性の解剖学——知と会話』「会話データの利用法——会話分析事始め」マルジュ社、93-173)
- Sacks, Harvey, [1972b] 1974 “On the Analysability of Stories by Children”, In Roy Turner ed., *Ethnomethodology*, Penguin Books, 216-232
- Scott, Marvin B. and Lyman, Stanford M., 1968 “Accounts”, *American Sociological Review*, 33(1), 46-62
- 千田有紀、2011『日本型近代家族——どこから来てどこへ行くのか』勁草書房
- 上野千鶴子、1987『〈私〉探しゲーム——欲望私民社会論』筑摩書房
- 山田昌弘、2005『迷走する家族——戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣
- Watson, D. R., 1978 “Categorization, Authorization and Blame: Negotiation in Conversation”, *Sociology*, 12, 105-113

Accomplishment of Consultations and Responses regarding Extramarital Affairs: Analysis of Newspaper Advice Columns

Hiroto Matsuki

This paper attempts to illustrate how consultations and responses regarding extramarital affairs are accomplished, based on the analysis of newspaper advice columns. To establish the “consult-ability” of their trouble, the consulters blame themselves, portray their emotions and behaviors as beyond their own control, and talk about “moral trouble” that they cannot put an end to their current marriage which is no longer “righteous”, and start a brand new marriage life which would be more “righteous”. It further depends on the evaluation of the “moral value” of their extramarital relationship and current marriage in terms of romantic love ideology, whether the consultants advise consulters to bring the affair to an end or to start a brand new marriage life. In other words, the response that acknowledges that the consulter can maintain their extramarital affair and continue with their current marriage at the same time is quite exceptional and is treated as such. In these ways, consultations and responses regarding extramarital affairs, which are deviant in terms of romantic love ideology, are made intelligible by the norm itself. Although there are some limitations, these results are meaningful in that they locate romantic love ideology which has been considered to be an important constituent of the “Modern Family” in concrete practices.

Key words: Extramarital affair, romantic love ideology, newspaper advice column